

後期高齢者医療制度のご案内

75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障がいがあり、認定をされた方が加入する医療制度です。

後期高齢者医療制度のしくみ

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、「保険料の賦課、医療を受けたときの給付、保険証の交付」などを行います。

市は、「保険料の徴収、申請や届出の受付、保険証の引き渡し」などの窓口業務を行います。

対象となる方(被保険者)

- 75歳以上の方
 - 65歳から74歳で一定程度の障がいがある方(市窓口へ申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)
- ※これまで国保の被保険者だった方や、会社の健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者・被扶養者だった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

対象となる日

75歳の誕生日当日から被保険者となります。一定程度の障がいのある65歳から74歳の方は、認定を受けた日から対象となります。

こんなときは必ず届出を

一定程度の障がいがある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定程度の障がいがある状態になったとき。

転出するとき

転入するとき

死亡したとき

届け出に必要なもの

障がいの程度が確認できるもの
(身体障害者手帳等)
本人確認書類
印かん

被保険者証/印かん

印かん

死亡された方の被保険者証/印かん

葬祭費の申請

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方が市窓口へ申請をし、長野県後期高齢者医療広域連合が認めた場合5万円が支給されます。

申請に必要なもの

印かん/葬祭を行った方の口座番号がわかるもの/葬祭を行った事実確認ができるもの(領収書や会葬礼状など)

医療機関にかかるとき

負担区分		
3割	現役並み所得者	住民税課税標準額が145万円以上の方 および同一世帯の方
2割	一般 (令和4年10月1日施行)	一般Ⅱ 「住民税課税標準額28万円以上145万円未満」かつ 「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」
		一般Ⅰ 住民税課税標準額28万円未満 (一般Ⅱまたは住民税非課税世帯以外の方)
1割	市民税非課税世帯	区分Ⅱ 同一世帯全員が住民税非課税
		区分Ⅰ 「同一世帯全員が住民税非課税」かつ 「一定の基準に該当される場合」

医療機関にかかるときは「新しい保険証」を忘れずに窓口に掲示してください。(毎年8月1日が更新日です)

医療費が高額になったとき

1ヶ月の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、申請して認められると、限度額を超えた分が後日高額医療費として支給されます。

自己負担限度額(月額)

区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税標準額690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※1	
	課税標準額380万円から690万円未満※2	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※1	
	課税標準額145万円から380万円※2	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※1	
一般		18,000円※4 (年間上限14.4万円)	57,600円 (44,400円)※1
市民税非課税世帯	区分Ⅱ※3	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1 現役並み所得者および一般区分の方が同じ医療保険で過去12ヶ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用となります。

※2 限度額適用認定証の提示が必要となりますので、市窓口へ申請してください。

※3 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要となりますので、市窓口へ申請してください。

※4 ただし、2割負担の方は令和7年9月30日まで外来の負担額については配慮措置あり

あとから費用が支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、市窓口へ申請して認められると、自己負担分を除いた額が後日支給されます。

- 医師が必要と認めた、コルセットなどの補装具代がかかったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき
- 骨折やねんざなどで、柔道整復師の施術を受けたとき
- やむをえず医療費を全額自己負担したとき

お問い合わせ先 市民課 国保年金係(内線296・304)

通院費等助成券

通院等でタクシー業者を利用した場合の費用の一部を助成

契約業者のご案内

介護タクシー

(順不同)

事業者名	電話
NPO法人長野コアラ	38-1260
介護タクシーみつわ	38-0625
介護タクシーしなの928	38-6114
かいごタクシーライフ	0269-33-3626 090-4071-0865
花🌸花タクシー	38-0268
ながみね介護タクシー	23-5165

一般タクシー・ハイヤー

(順不同)

事業者名	電話
(株)山田タクシー	22-3161
中野ハイヤー(株)	22-5111
長電タクシー(株)	22-2108 0269-33-3161
飯山観光ハイヤー	0269-63-3232
長野交通(株)	0269-62-2013
戸狩ハイヤー(有)	0269-65-2129
鳥居川観光タクシー(株)	026-253-2525
(有)飯綱ハイヤー	026-253-7474
野尻湖タクシー(株) (福祉車両有)	026-219-2829
岳北ハイヤー(有)	0269-82-2150

通院費等助成券:要介護高齢者(市民税非課税で要介護3以上)、重度身体障がい者(1級及び下肢・体幹機能障がい、視覚障がいの2級)、市民税非課税の70歳以上独居・高齢者のみ世帯の方が利用できます。

お問い合わせ先

高齢者支援課 長寿福祉係(内線243)
福祉課 障がい福祉係(内線307)